

「蔦屋重三郎ゆかりの地 台東区」ロゴマーク・キャッチコピー・
マスコットキャラクター及び PR イラスト使用要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、「蔦屋重三郎ゆかりの地 台東区」を PR するロゴマーク・キャッチコピー・マスコットキャラクター及び PR イラスト（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 ロゴマーク等の使用は、大河ドラマ「べらぼう」の放送を契機に、舞台となる台東区の魅力を全国に発信するとともに、地域の活性化を図ることを目的とする。

(権 利)

第3条 ロゴマーク等に関する著作権等の一切の権利は、台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会（以下「協議会」という。）に属する。

(使用資格)

第4条 何人も、次条に定めるところによりロゴマーク等を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 協議会及び台東区の信用又は品位を害するおそれがあると認められる場合
- (2) ロゴマーク等を使用しようとするものが法令又は公序良俗に反する行為を行うおそれがあると認められる場合
- (3) 政治的な要素を有していると認められる場合
- (4) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業を営むものが使用する場合
- (6) ロゴマーク等を使用しようとするもの（使用者が法人である場合にあっては、当該法人の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものである場合
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う団体が使用する場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不適當であると協議会会長（以下「会長」という。）が認める場合

(使用申請と承認)

第5条 ロゴマーク等を使用しようとするものは、事前に Web フォームへ必要事項を入力し、ロゴマーク等の使用状況が分かるもの（様式自由）を添付の上、会長へ申請を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- （１） 協議会が使用する場合
- （２） 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で使用する場合
- （３） 前号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める場合

2 会長は、前項により提出された申請等の内容の審査を行い、承認する場合は申請者にロゴマーク等のデータを提供する。この場合において、会長は使用に当たり条件を付すことができる。

3 前項によるロゴマーク等の提供を受けた者（以下「使用者」という。）は、申請内容のとおりロゴマーク等を使用することができる。

（使用料）

第6条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

（使用期間）

第7条 ロゴマーク等の使用期間は、申請の承認日から令和8年3月31日までとする。ただし、会長は、ロゴマーク等の商標権の存続期間内で、使用期間を延長することができるものとする。

（遵守事項）

第8条 使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （１） 会長が別に定める、「蔦屋重三郎ゆかりの地 台東区」ロゴマーク等使用マニュアルの規定に従うこと。
- （２） ロゴマーク等のイメージを損なう使用をしないこと。
- （３） 協議会が製造又は販売をする物品等と誤認されるようなロゴマーク等の使用をしないこと。
- （４） 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- （５） ロゴマーク等の使用等に関する権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- （６） 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- （７） その他各種法令を遵守すること。
- （８） ただし、協議会が使用する場合に限り、ロゴマーク等のイメージを損なわない程度の範囲において、色の変更など使用方法の一部を変更することができる。

(完成品の確認)

第9条 使用者は、第5条第2項の規定によりロゴマーク等の使用の承認を受けた物品等の完成品写真又は物品等の状況が分かる資料を、速やかに完成報告フォームに必要事項を入力の上送信し、会長に提出しなければならない。

(違反等に対する取扱い)

第10条 使用者が、第8条に定める事項を遵守しなかったとき又はこの要綱の規定に違反したときは、会長はその使用の差止めの請求又は必要な指示(以下「請求等」という。)を行う。この場合において、使用者は、ただちにその請求等に従わなければならない。

2 前項の請求等によって使用者に損害が生じた場合においても、協議会はその責任を一切負わない。

(報告義務)

第11条 会長は、使用者に対し、ロゴマーク等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

2 使用者は、前項の求めがあった場合、速やかにこれに応じなければならない。

(情報の公開)

第12条 会長は、ロゴマーク等の適正な管理と多くの使用を図る観点及び効果の可視化等のために、使用者から提出された書類の内容等の情報を公開することができる。

(損失補償等の責任)

第13条 協議会は、ロゴマーク等の使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする

2 使用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者がロゴマーク等の使用に際して、故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

4 使用者がロゴマーク等の使用について、第三者との間に権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに会長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。この場合において、協議会は、損害賠償、損失補填その他法律上一切の責任を負わない。

(補 則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の取扱いに関する必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年7月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年1月20日から施行する。